

上 尾 市
上尾市消防本部
上尾市水道事業
上尾市教育委員会

訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 上 下 水 道 部
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関
上尾市クビアカツヤカミキリ防除会議

上尾市クビアカツヤカミキリ防除会議設置規程を次のように定める。

令和8年6月29日

上尾市長 畠 山 稔
上尾市消防長 鈴木 康 夫
上尾市長 畠 山 稔
上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市クビアカツヤカミキリ防除会議設置規程

(設置)

第1条 特定外来生物であるクビアカツヤカミキリ（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に規定するものをいう。以下同じ。）による被害を防止し、適切な防除を推進するため、上尾市クビアカツヤカミキリ防除会議（以下「防除会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 防除会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) クビアカツヤカミキリの防除に関する市の対応方針に関すること。
- (2) 市内の被害状況の把握、情報の集約及び共有に関すること。
- (3) 効果的な防除技術、薬剤、防除資材等の情報交換及び共有に関すること。

- (4) 被害予防及び早期発見を目的とした普及啓発活動に関すること。
- (5) その他クビアカツヤカミキリの防除対策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、環境経済部次長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、都市整備部次長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、委員長がその都度指名する者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 防除会議の設置期間は、令和13年3月31日までとする。

(会議)

第5条 防除会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 防除会議は、防除会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 防除会議は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料の提出をさせ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 防除会議の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、防除会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

こども未来部保育課	こども未来部青少年課	市民生活部市民協働推進課	環境経済部環境政策課	環境経済部農政課	環境
-----------	------------	--------------	------------	----------	----

経済部西貝塚環境センター 都市整備部みどり公園課 都市整備部道路河川課 上下水道部経営総務課 消防本部消防総務課
教育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育委員会事務局
教育総務部スポーツ振興課